

(有) 山忠設備工業

代表取締役

渡邊 忠広 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について (通知)

令和 4年 3月 14日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 福島県知事 許可(般-4)第 16030号

許可の有効期間 令和 4年 4月 14日から 令和 9年 4月 13日まで

建設業の種類

土木工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業

とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 3月 14日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)